

## 岡山大学構内埋蔵文化財保護対策要項

### 1 岡山大学埋蔵文化財調査研究センター規程

#### (設 置)

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に岡山大学埋蔵文化財調査研究センター（以下「センター」という。）を置く。

#### (目 的)

第2条 センターは、本学の敷地内の埋蔵文化財について、次の各号に掲げる業務を行い、もって埋蔵文化財の保護をはかることを目的とする。

- 一 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- 二 発掘された埋蔵文化財の整理及び保存に関すること。
- 三 埋蔵文化財の発掘調査報告書の作成等に関すること。
- 四 その他埋蔵文化財の保護に関する重要な事項

#### (自己評価)

第2条の2 センターは、岡山大学学則（昭和26年岡山大学規程第32号）第1条の2の定めるところにより、センターの係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

- 2 前項の自己評価を行うため、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）を置く。
- 3 自己評価委員会に関する規程は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成5年2月25日から施行する。

○岡山大学埋蔵文化財調査研究センターの研究活動等についての点検及び評価を行うこととするため。

#### (センター長)

第3条 センターにはセンター長を置く。

- 2 センター長は、専門的知識を有する本学の教授の中から学長が命ずる。
- 3 センター長は、センターに関する業務を掌理する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

#### (調査研究室)

第4条 センターにセンターの業務を処理するため調査研究室を置く。

- 2 調査研究室に室長、調査研究員及びその他必要な職員を置く。
- 3 室長は、専門的知識を有する本学の教官の内から学長が命ずる。
- 4 室長は、センター長の命を受け、センターの業務を処理する。
- 5 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 6 調査研究員及びその他の職員は、上司の命を受け、センターの業務に従事する。

#### (調査研究専門委員)

第5条 センターに、センターの業務のうち特に専門的な事項についての調査研究の推進を図るため、調査研究専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

- 2 専門委員は、本学の教官の内から学長が命ずる。
- 3 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

## 岡山大学構内埋蔵文化財保護対策要項

### (管理委員会)

第6条 本学に、センターの管理運営の基本方針を審議するため、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会に関する規程は、別に定める。

### (運営委員会)

第7条 センターに、センターの運営に関する具体的な事項を審議するため、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する規程は、別に定める。

### (事務)

第8条 センターの事務は、施設部企画課において処理する。

### (雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、昭和62年11月26日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命されるセンター長、室長及び専門委員の任期は、第3条第4項、第4条第5項及び第5条第3項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

### ○設定理由

岡山大学の敷地内の埋蔵文化財の発掘調査などの業務を行い、もって埋蔵文化財の保護を図るため、学内施設として、新たに岡山大学埋蔵文化財調査研究センターを設置すること及びその組織等必要な事項について定めるため。

## 2 岡山大学埋蔵文化財調査研究センター管理委員会規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター規程（昭和62年岡山大学規定第48号）第6条第2項の規定に基づき、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター管理委員会（以下「管理委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 管理委員会は、岡山大学埋蔵文化財調査研究センターの管理運営の基本方針その他重要な事項を審議する。

### (組 織)

第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 学長
- 二 各学部及び教養部長
- 三 自然科学研究科長
- 四 資源生物研究所長
- 五 附属図書館長
- 六 各附属病院長
- 七 地球内部研究センター長
- 八 学生部長
- 九 医療技術短期大学部主事

十 事務局長

十一 埋蔵文化財調査研究センター長

(委員長)

第4条 管理委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、管理委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(幹事)

第6条 管理委員会に幹事を置き、庶務部長、経理部長及び施設部長をもって充てる。

(庶務)

第7条 管理委員会の庶務は、施設部企画課において処理する。

附 則

この規程は、昭和62年11月26日から施行する。

○設定理由

岡山大学埋蔵文化財調査研究センターの管理運営の基本方針等を審議するためにおく岡山大学埋蔵文化財調査研究センター管理委員会に関し、必要な事項を定めるため。

### 3 岡山大学埋蔵文化財調査研究センター運営委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター規程（昭和62年岡山大学規定第48号）第7条第2項に基づき、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター（以下「センター」という。）の運営に関する具体的な事項を審議する。

(組 織)

第3条 運営委員会は、次の号に掲げる委員で組織する。

- 一 埋蔵文化財調査研究センター長（以下「センター長」という。）
- 二 本学の教授のうちから学長が命じた者若干名
- 三 センターの調査研究専門委員から学長が命じた者1人
- 四 センターの調査研究室長
- 五 施設部長

2 前項第2号の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、施設部企画課において処理する。

附則

- 1 この規程は、昭和62年11月26日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される第3条第1項第2号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

○設定理由

岡山大学埋蔵文化財調査研究センターの運営に関する具体的な事項を審議するためにおく岡山大学埋蔵文化財調査研究センター運営委員会に関し、必要な事項を定めるため。

#### 4 岡山大学埋蔵文化財調査研究センター自己評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター規程（昭和62年岡山大学規程第48号）第2条の2第3項の規定に基づき、岡山埋蔵文化財調査研究センター自己評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター（以下「センター」という。）に係る点検及び評価の実施に関し、必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 埋蔵文化財調査研究センター長（以下「センター長」という。）
- 二 埋蔵文化財調査研究センター調査研究室長
- 三 センターに勤務する教官のうちから若干名
- 四 埋蔵文化財調査研究センター運営委員会委員のうちからセンター長が委嘱した者若干名
- 五 施設部長

2 前項に定める委員のほか、センター長が必要と認めた者を加えることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、施設部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

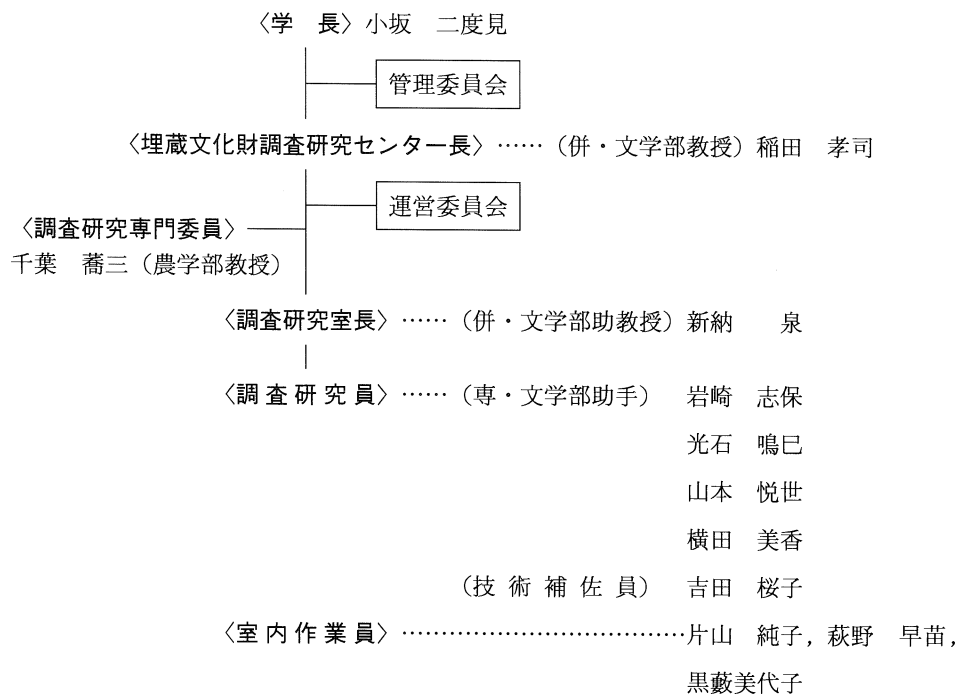
この規程は、平成5年2月25日から施行する。

○設定理由

岡山大学埋蔵文化財調査研究センターの研究活動等についての点検及び評価の実施に関する必要な事項を審議するために置く岡山大学埋蔵文化財調査研究センター自己評価委員会について、必要な事項を定めるため。

## 1995年度埋蔵文化財調査研究センター組織

### 1 センター組織一覧



### 2 管理委員会

#### 委 員

学 長	小坂二度見	文化科学研究科長	神立 春樹
文学部長	工藤進思郎	自然科学研究科長	中村怜之輔
教育学部長	木原 孝博	資源生物科学研究所長	青山 勲
法学部長	早瀬 武	附属図書館長	岡部 喬
経済学部長	藤本 利躬	医学部附属病院長	折田 薫三
理学部長	岩見 基弘	歯学部附属病院長	村山 洋二
医学部長	松尾 信彦	固体地球研究センター長	久城 育夫
歯学部長	中井 宏之	医療技術短期大学部長	遠藤 浩
薬学部長	篠田 純男	学生部長	伊澤 秀而
工学部長	中島 利勝	事務局長	伊藤 公紘 (～ 9/30)
農学部長	千葉 喬三		新井 輝隆 (10/1～)

環境理工学部長 河野伊一郎 埋蔵文化財調査研究センター長 稲田 孝司  
幹事  
庶務部長 新屋 秀幸 経理部長 池本 洋一  
施設部長 井内 敏雄

#### 審議事項

1995年5月24日 平成6年度埋蔵文化財調査研究センター決算について  
平成7年度埋蔵文化財調査研究センター予算について  
平成7年度事業計画について  
1996年1月24日 助手及び技術補佐員の採用について  
平成7年度施設整備に伴う埋蔵文化財発掘調査計画について  
平成7年度当初配分予算の返金及び工学部整理費の追加について  
福利施設（南）の発掘調査の経過について  
運営委員の継続及び任命について

### 3 運営委員会

#### 委員

センター長 稲田 孝司 医学部教授 村上 宅郎  
文学部教授 狩野 久 農学部教授 千葉 喬三(調査研究専門委員)  
教育学部教授 高重 進 事務局 井内 敏雄(施設部長)  
経済学部教授 建部 和広 埋蔵文化財調査研究センター 新納 泉(調査研究室長)

#### 審議事項

1995年5月18日 平成6年度埋蔵文化財調査研究センター決算について  
平成7年度埋蔵文化財調査研究センター予算案について  
平成7年度埋蔵文化財調査研究センターの事業計画について  
1995年9月21日 福利施設（北）の発掘調査成果について  
福利施設（南）の発掘調査開始について  
1995年12月19日 助手及び技術補佐員の採用について  
平成7年度施設整備に伴う埋蔵文化財発掘調査計画について  
平成7年度当初配分予算の返金及び工学部整理費の追加について  
福利施設（南）の発掘調査の経過について  
運営委員の継続及び任命について